

アイドリングストップ支援機器等導入における助成金について

1. 助成対象期間

令和7年3月1日～令和8年2月末日の間に導入並びに支払い、リース契約及び割賦販売契約が完了するものとします。

但し、令和7年3月1日から令和7年3月31日に事業を完了した場合又は全ト協の交付限度額に達した場合、全ト協の指定機器以外の場合は、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に限り、埼玉協分を助成の対象とする。

なお、届出していない事業者については、全ト協指定機器のみ全ト協の予算の範囲内で助成する。

2. 受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月6日までとします。

但し期間中であっても、予算に達した場合は受付終了とします。

3. 助成対象

事業用自動車の運転者が休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用可能な蓄熱マット等・エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置で、別表1の助成対象機器といたします。

※機器の中古品は対象外となります。

※助成対象額には機器本体価格の他、部品、付属品等の費用を含む。

取付け工賃、消費税、送料等は除く。

※埼玉県内の事業用貨物自動車に取り付けた場合のみ対象となります。

4. 1 会員の助成数及び助成額

機器の種類	助成数	助成額	対象事業者
蓄熱式又は電気式の毛布、マット・ベッド	1会員 10 枚を上限とする	1枚あたり購入価格の1/2 (1,000円未満切捨) 上限 10,000円	「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した事業者を対象とする。
エアヒータ	エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置・蓄冷式冷房装置 合わせて1会員6基を上限とする	1基あたり購入価格の1/2 (1,000円未満切捨) 上限 60,000円	「標準的な運賃」を運輸支局へ届出した事業者については、令和7年3月1日～3月31日に事業を完了した場合と全ト協指定機器以外のその他の機器についても助成対象とする。
車載バッテリー式冷房装置又は蓄冷式冷房装置			